

(L6) 技術者登録制度に関する規程

平成20年3月19日 制定
平成23年11月18日 一部改正

第1章 総則

(主旨)

第1条 この規程は、土木学会技術推進機構運営規程第3条に基づき、技術推進機構（以下「機構」という。）が行う技術者登録制度の実施に必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本制度は、技術者の保有資格、能力および経験を技術者毎に登録するとともに、活用が期待される雇用組織および企業を登録し、それらを企業や自治体の技術者不足への対応に活用することにより、高度な能力や豊かな経験を有する技術者の活躍の場を増やし、学会会員がより社会に貢献することを目的とする。

第2章 技術者登録委員会

(委員会)

第3条 技術者登録制度に関する重要事項の審議、技術者登録の適正かつ公正な実施、ならびに円滑な運営と事業の推進のために、技術者登録委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第4条 委員会の所掌事項および運営については「技術者登録委員会規則」においてこれを定める。

第3章 登録

(登録)

第5条 登録を受けようとする者は、別途定めるところにより登録を行わなければならない。

(登録対象者および組織)

第6条 本制度で行う登録と対象者は次のとおりとする。

- (1) 個人登録の対象は、土木学会正会員とする。
- (2) 雇用組織登録の対象は、法人の土木学会正会員および特別会員とする。
- (3) 人材紹介・派遣業者登録の対象は、法人の土木学会正会員および特別会員とする。

(登録の審査)

第7条 登録対象者から申請があった場合は、第3条に定める「技術者登録委員会」において、その定める基準に基づき審査を行い登録の可否を決定する。

(登録手数料)

第8条 第5条の規定により登録を行ったものは、定められた登録手数料を納付しなければならない。

(登録の有効期間)

第9条 登録の有効期間は、それぞれ登録が完了した日から、個人登録および雇用組織登録にあつては1年間、人材紹介・派遣業者登録にあつては3年間とする。

(登録の更新)

第10条 登録の有効期間の更新を申請しようとする者（以下、「更新申請者」）は、有効期間満了の3ヶ月前から1ヶ月前までの間に、別途定める申請書により申請しなければならない。

2 技術者登録委員会は、更新申請者からの更新申請について審査を行い、その可否を決定する。

第4章 雑 則

(規則)

第11条 この規程の施行にあたり必要な規則は、委員会が定める。

(その他)

第12条 この規程に定めのない事項および疑義が生じた場合は、委員会で対応を決定し、技術推進機構運営会議に結果を報告する。

(規程の変更)

第13条 この規程の変更は、理事会において行う。

附則（平成20年3月19日 理事会議決） この規程は、平成20年3月19日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） この変更規程は、平成23年11月18日から施行する。